

## はしがき

本書の旧版に該当する『新・環境法入門』（2007年刊）において、編者らは、この本の意義と特色について、以下のように述べた。

「21世紀は環境の世紀」といわれてきた。そしてこの言葉通り、環境保護のためのさまざまな取り組みがなされている。しかし、自動車排ガスによる大気汚染、ダイオキシンなどの化学物質汚染、アスベスト被害、廃棄物問題、開発による自然や都市景観の破壊、さらには温暖化による気候変動など、未解決の、そして重大な環境問題が山積している。このような今日の環境問題を解決し、われわれの社会を将来に向かって維持可能（sustainable）なものとしていくうえで、法の果たす役割は大きい。

わが国においては、深刻な公害問題が発生した1960年代の公害法にはじまり（公害対策基本法制定は1967年）、環境問題の広がりに対応して、さまざまな公害・環境問題に関する法が制定されてきた。そして、1993年には環境法の基本理念や原則を定めた環境基本法が制定され、それを中心として、独自の法分野としての「環境法」が確立するにいたった。

このような新しい法分野としての「環境法」の全体像を理解し、そこでの理論的実践的な発展を学ぶことは、法律家にとってはもちろん、環境問題に関心を持ち、さまざまな形でそれにかかわろうとする市民にとっても、不可欠のことになってきている。

（中略）

このような状況にあって、本書は、環境問題と環境法に関心を持つ学生・市民に、環境法はどのように形成され、どのような理念と構造を持ち、どのように機能しているのか、そしてまた、今日、どのような課題に直面しているのかについて、基礎的な情報を提供しようとする入門書であるが、以下のような特色を持っている。

- ① 環境問題を公害問題から自然環境保護や地球環境問題、都市景観問題や、さらには、原子力問題を含む広いものとしてとらえていること。
- ② 環境問題を市民・住民の立場からとらえるよう心がけたこと。
- ③ 環境問題の現実とそでの法の役割について読者にリアルな認識と問題関心を持ってもらえるよう、実際に発生しているさまざまな環境問題を取り上げ、その実態と法的課題を明らかにする「第Ⅱ部 事例で学ぶ環境法」を設けたこと。

ii

本書は、以上と同様の特色を維持しつつ、旧版刊行以後の変化を踏まえて、そのヴァージョンアップを図ったものである。旧版刊行以後に生じた最大の出来事は、いうまでもなく、2011年3月11日の東日本大震災による福島第1原発事故である。この事故は、わが国の政治や社会に多大かつ深刻なインパクトを与えているが、環境法にとっても、この事故はきわめて重大である。わが国のこれまでの環境法体系は、原子力関連を含まない形で構成されてきた。環境基本法13条は、放射性物質による大気や水質の汚染を扱わないことを明記していた（本条は2012年6月に削除された）。しかし、原発の問題は、それが重要なエネルギー問題であること、核廃棄物はきわめて危険性が高くその処理は直接的に環境に関係すること、（今回の事故が示したように）原発事故は深刻かつ重大な大気汚染、水質汚染、土壌汚染をもたらすことの諸点において、重要な環境問題である。われわれは、このような認識に基づき、当初（1999年の『環境法入門』（初版））の段階から、原子力問題に1章を割いて検討してきた。しかし、今回の事態は、そのような編者や各執筆者の予想をも超える広範で深刻な問題をもたらしている。この事故に環境法はいかに取り組むべきか、また、この事故を環境法がどう受け止め、どう変わっていかなければならないのか。これらの問いに対する答えの模索は、まだ始まったばかりであるが、本書では、第Ⅱ部第9章を、今回の事態を受けて全面的に改訂するとともに、関連する他の章でも福島事故の問題を受け止め、可能な限り、上の問いに答える努力をしたつもりである。

原発問題を含む環境問題と環境法に関心を持つ多くの学生・市民の皆さんが、本書を通じて環境法についての基礎的な理解を得て、各章の末尾に掲げた参考文献などによって、さらに学習・研究を深めてもらえれば幸いである。

なお、最後になったが、今回も、法律文化社の小西英央氏には大変お世話になった。あつく感謝したい。

2013年3月

編者